

中学校自校式給食検討部会 報告

開催経過

- 第1回：平成30年11月27日（火）15：30～@青嵐中学校
第2回：平成30年12月20日（木）15：30～@青嵐中学校
第3回：平成31年 2月 4日（月）15：30～@青嵐中学校

委員

- 校長の代表：東山 信彦（田無第四中学校）
副校長の代表：勝山 しのぶ（青嵐中学校）
給食主任の代表：奥田 恭子（青嵐中学校）
小栄養士の代表：小谷野 寿江（保谷第二小学校）、古市 真寿美（柳沢小学校）
指導主事：長峯 貴弘
学校運営課長：等々力 優

部会長

青嵐中学校 副校長 勝山 しのぶ

検討する項目

- 1 栄養士の配置について
- 2 食物アレルギー対応について
- 3 家庭弁当選択制の継続について
- 4 給食費の徴収方法と返金方法について
- 5 給食回数について
- 6 給食の献立や提供方法と物資の購入について
- 7 各種時間の調整
- 8 学校生活への影響について
- 9 親子給食から自校式給食への移行時に発生する課題について
- 10 保護者への周知について
- 11 自校式給食を実施するにあたって必要なこと（予算編成時）

1 栄養士の配置について

検討経過

現在の栄養士の配置について確認した。

●勤務時間の比較

小学校：正規職員 7時間45分勤務／1日

中学校：嘱託員 6時間勤務／1日

●仕事内容の比較（日々）

小学校：給食室との打合せ、作業確認（衛生、調理）、給食の仕上がりの確認、給食準備、給食指導、アレルギー児童確認、残菜確認、委員会活動、報告書の確認・作成、その他事務

中学校：親校との調整、飲用牛乳配缶確認、コンテナ配置の確認、給食写真の撮影・掲示、給食準備、給食指導、アレルギー生徒確認、コンテナ返却確認、飲用牛乳残量確認、委員会活動、その他事務

●仕事内容の比較（月々）

小学校：7.75時間×20日＝155時間＋時間外勤務

給食室の衛生管理、給食指導やアレルギー対応、献立作成、食材発注、給食費関連事務、その他事務

中学校：6時間×20日＝120時間

飲用牛乳管理・発注、給食準備片付け、食育指導やアレルギー対応、給食費事務、その他事務

結論

- ・栄養士の配置は必要である。
- ・西東京市の学校給食は、各校に配置された栄養士が献立を作成するのが伝統的な特色であるから、中学校給食においても同様としたい。従って、配置する栄養士の仕事内容は、小学校の単独委託校の栄養士の仕事をベースとする。
- ・栄養士の配置の形態は、小学校のような配置が理想。ただし、財政状況にも左右される問題のため、他区市の状況も参考に調査研究をしておく必要はある。
- ・自校式給食の特色を生かした食育指導と、他校とのバランスの考慮については、自校式だからこそ実施できることもあるが、親子校でも工夫次第で実施できることもある。

2 食物アレルギー対応について

(1) 自校式となったひばりが丘中学校で、除去食対応を行うかどうか。

検討経過

●現在のアレルギー対応

小学校：食べられない食材を除去した、除去食を提供する。

中学校：食べられない食材は生徒自身で除去するか、家庭弁当で対応する。

●親子給食で、除去食が提供できない理由

調理校の給食室の状況や、調理する場と給食を受け取る側が離れていることを考慮し、除去食の提供は行わない。

結論

- ・自校式給食になったひばりが丘中学校では、除去食を提供する。
- ・親子給食との差については親子給食で除去食対応ができない理由を確認し、説明をしていく。
- ・ひばりが丘中学校で除去食の提供にあたり、アレルギー対応マニュアルの変更等、校内の体制を整える必要がある。

(2) アレルギー対応に係る給食費の取扱い

検討経過

●現在のアレルギー対応に係る給食費の取扱い

小学校：主食、主菜、副菜等全て喫食しなかった場合、返金の対象とする。

どれか1品でも喫食したら、返金の対象としない。

中学校：喫食の有無に関わらず返金はしない。

※小学校と中学校のいずれも、飲用牛乳の除去を行った場合は返金の対応している。

結論

- ・食物アレルギー対応に係る給食費の取扱いについては、ひばりが丘中学校は小学校と同じルールで返金を行う。

3 家庭弁当選択制の継続について

検討経過

- 平成 29 年度中学校給食の申込み状況

1 学期：96.9%、2 学期：96.2%、3 学期：95.7%

- 家庭弁当選択者の理由

平成 29 年度に実施したアンケートの結果によると、食物アレルギーを理由とした生徒は約 21.5%で、「家庭弁当が食べたい」、「給食がおいしくない」などと回答した生徒が約 75%だった。

結論

- 家庭弁当選択制は継続する。

4 給食費の徴収方法と返金方法について

(1) 給食費の前納制を継続するか。

検討経過

●給食費の徴収率

小学校：平成 27 年度 99.96%、平成 28 年度 99.91%、平成 29 年度 99.90%

中学校：平成 27 年度 100%、平成 28 年度 100%、平成 29 年度 100%

結論

- ・学期毎の給食費の前納制は継続する。

(2) 食数変更の受付日や返金の対象となる日の考え方について

検討経過

●給食数の変更（転出入等）

小学校	中学校
随時対応	月間予定表兼給食数確認表と給食人員表を調理校で9時までに受理した日を1日目として、5日目から反映する。

●学級閉鎖等

小学校	中学校
決定日の翌日を1日目とし、学級閉鎖等の給食2日目から返金対象とする。（ただし食材のキャンセル状況によっては3日目からの返金となることもある。）	
午前9時 30 分までに閉鎖が決定した場合は、その日を決定日とし、閉鎖の決定が午前9時 30 分を過ぎた場合は、原則として翌日を決定日とする。	午前9時までに調理校へ連絡した場合は、その日を決定日とし、午前9時を超過した場合は、翌日を決定日とする。

結論

- ・自校式となるひばりが丘中学校は、小学校と同じルールを適用する。